

防府駅前広場の使用に関する要綱

平成27年11月18日制定

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に定義する旅客自動車運送事業を営む事業者（以下「事業者」という。）及び送迎用としてバス等の大型車両を使用し定期的に防府駅等を利用する団体等（以下「送迎者」という。）が、防府駅前広場を使用することについて必要な事項を定め、もって防府駅前広場の安全と利便の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「防府駅前広場」とは、てんじんぐち駅前広場及びみなとぐち駅前広場のうち、車両が走行又は駐停車可能な施設をいう。

(駐停車場所の指定)

第3条 防府駅前広場において、事業者及び送迎者が駐停車（使用）できる場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) バス事業者にあつては、バス乗降車場及びバス待機場（別図①及び③）
- (2) タクシー事業者にあつては、タクシー乗降車場及びタクシー待機場（別図②）
- (3) 送迎者にあつては、みなとぐち駅前広場バス乗降車場の一部（別図③）

(使用の申請)

第4条 防府駅前広場を使用しようとする事業者及び送迎者は、次の各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。ただし、一時的な使用など市長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) バス事業者にあつては、防府駅前広場使用申請書（バス事業者用）（第1号様式）及び使用を希望する場所の位置図
- (2) タクシー事業者にあつては、防府駅前広場使用申請書（タクシー事業者用）（第2号様式）
- (3) 送迎者にあつては、防府駅前広場使用申請書（送迎者用）（第3号

様式)

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の防府駅前広場使用申請書を受理したときは、その可否を決定し、次の各号により申請者へ通知するものとする。

(1) 使用を許可するとき

ア バス事業者にあつては、防府駅前広場使用許可書（バス事業者用）
（第4号様式）

イ タクシー事業者にあつては、防府駅前広場使用許可書（タクシー事業者用）（第5号様式）

ウ 送迎者にあつては、防府駅前広場使用許可書（送迎者用）（第6号様式）

(2) 使用を許可しないとき

ア 防府駅前広場使用不許可通知書（第7号様式）

2 市長は、前項第1号の許可をするときは、使用条件を付することができる。

3 防府駅前広場の円滑な交通と安全を図るため、事業者にあつては、西日本旅客鉄道株式会社広島支社の防府駅への乗り入れ承認があるものに限り許可する。

(使用期間等)

第6条 防府駅前広場の使用を許可する期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で許可する場合は、使用を許可する初日から当該日の属する年度末までとする。

2 防府駅前広場の使用を許可した期間の終了後に、引き続き、使用しようとするときは、当該期間の終了する概ね1か月前までに、第4条に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

(使用の一時停止)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、防府駅前広場の使用を許可した期間内であっても、一時、使用を停止することができる。

2 市長は、前項の使用の停止を行うときは、事業者又は送迎者に対し、当該停止する日の1か月前までにその旨を通知するものとする。

(使用の優先等)

第8条 防府駅前広場については、一般の旅客運送に供する事業者を優先的に使用させる。

2 市長は、送迎者に対して、送迎者の数又はその利用頻度が増えたことにより防府駅前広場内における事業者の運行又は安全に支障をきたす恐れがあると認めるときは、送迎者間において調整を求め、又は使用許可を取り消すことができる。

(許可の制限)

第9条 市長は、防府駅前広場の使用を許可した事業者又は送迎者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 公衆の利便に著しく迷惑を及ぼす行為又は危害を加える行為があったとき

(2) 暴力的組織と関係があるもの若しくはその恐れがあるとき

(3) 申請書の内容に虚偽の記載があるとき

(4) その他市長が防府駅前広場の管理に支障があると認めるとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成27年12月1日から施行する。

2 防府駅南北駅前広場バス乗降車場使用に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び防府駅南北駅前広場タクシープール使用に関する要綱（平成23年3月28日制定）は廃止する。

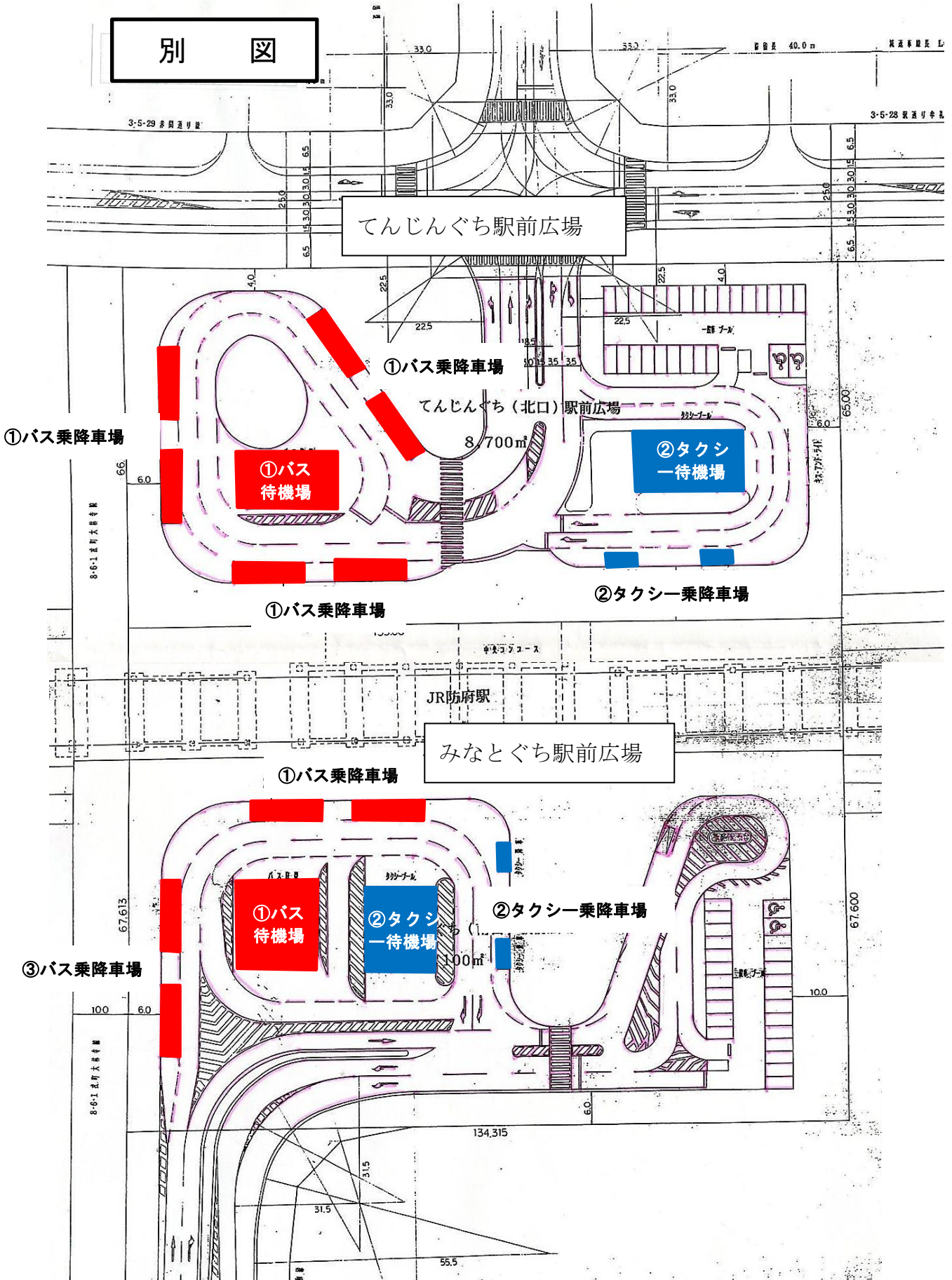
3 この要綱の施行前に防府駅南北駅前広場バス乗降車場使用に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び防府駅南北駅前広場タクシープール使用に関する要綱（平成23年3月28日制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、新要綱に相当規定のあるものは、それぞれ新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第2条、第3条関係)

別 図



第1号様式（第4条関係）

防府駅前広場使用許可申請書（バス事業者用）

年 月 日 (宛先) 防府市長	使 用 者	住 所	
		氏 名 (電話番号：)	
使 用 場 所	※ 使用しない箇所は、二重線で消してください。 てんじんぐち駅前広場 バス乗降車場 バス待機場 みなとぐち駅前広場 バス乗降車場 バス待機場 ※ <u>別紙（位置図）のとおり</u>		
使用する車両の 台数	てんじんぐち駅前広場	台	
	みなとぐち駅前広場	台	合計 台
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
使 用 目 的	一般旅客自動車運送事業による旅客運送のため		
※処理欄	備考欄		
		承認番号	第 号
	承認月日	年 月 日	

※注意 使用の申込みに際しては、西日本旅客鉄道株式会社広島支社の防府駅への乗り入れ承認（営業）があること。

第2号様式（第4条関係）

防府駅前広場使用許可申請書（タクシー事業者用）

年 月 日 (宛先) 防府市長	使 用 者	住 所
		氏 名 (電話番号：)
使用場所	※ 使用しない箇所は、二重線で消してください。 てんじんぐち駅前広場 タクシー乗降車場 タクシー待機場 みなとぐち駅前広場 タクシー乗降車場 タクシー待機場	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
使用目的	一般旅客自動車運送事業による旅客運送のため	
J R の 営 業 承認台数	台	
※処理欄	備考欄	
		承認番号 第 号 承認月日 年 月 日

※注意 使用の申込みに際しては、西日本旅客鉄道株式会社広島支社の防府駅への乗り入れ（営業）承認があること。

第3号様式（第4条関係）

防府駅前広場使用許可申請書（送迎者用）

年 月 日 (宛先) 防府市長	使 用 者	住 所
		氏 名 (電話番号：)
使 用 場 所	みなとぐち駅前広場 バス乗降車場の一部	
使用する車両の 台数	台	
※使用する車両 のナンバープレ ートの番号		
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
使 用 目 的		
※処理欄	備考欄	
		承認番号 第 号 承認月日 年 月 日

※欄は、運送をバス事業者へ委託している場合は、記入不要です。

第4号様式（第5条関係）

防府駅前広場使用許可書（バス事業者用）

		許可番号	第	号
使用者	住所			
	氏名			
使用場所	※ 別紙（位置図）のとおり			
許可台数	てんじんぐち駅前広場	台		
	みなとぐち駅前広場	台		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
使用目的	一般旅客自動車運送事業による旅客運送のため			
<p>年 月 日付で申請のあった防府駅前広場の使用については、裏面の使用条件を付して許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">防府市長 印</p>				

使用条件（バス事業者用）

（許可の取り消し等）

一般旅客自動車運送事業を営む事業者（以下「事業者」という。）が、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

- （１） 公衆の利便に著しく迷惑を及ぼす行為又は危害を加える行為があったとき
- （２） 暴力的組織と関係があるもの若しくはその恐れがあるとき
- （３） 申請書の内容に虚偽の記載があったとき
- （４） この使用条件に違反すると認めるとき
- （５） その他市長が防府駅前広場の管理に支障があると認めるとき

（使用の一時停止）

市の事業で必要があるときは、許可期間内であっても、一時、使用の停止をお願いすることがあります。この場合、遅くとも1か月前までにその旨を連絡します。

（使用の優先等）

バス乗降車場については、送迎用で使用する団体より、一般の旅客運送に供するバス事業者を優先的に使用できるものとします。

（事故の報告）

防府駅前広場内で事故が発生した場合は、速やかに報告してください。

（禁止事項）

次に掲げる事項は禁止とします。ただし、特別の事情等により市長が承認する場合は、この限りではありません。

- （１） 許可内容以外の使用
- （２） 第三者への許可の譲渡又は転貸
- （３） 既施設の変更又は工作物の設置

（損害賠償）

事故など事業者の責により防府駅前広場内の施設を破損又は滅失した場合は、事業者の負担により原状に復旧し、又はその損害を賠償するものとします。

（担保責任）

事業者は、次に掲げる場合において、市へ損害賠償の請求をすることができないものとします。

- （１） 自然災害又は事故等により使用できなくなったとき
- （２） 市において必要な催物又は工事等により使用を一時停止したとき
- （３） この使用条件に違反し、使用許可を取り消したとき

（美化）

防府駅前広場の美化についてご協力をお願いするとともに、使用する箇所が汚れた場合は、使用前と同様の状態となるよう清掃等をお願いします。

（その他）

防府駅前広場の使用等については、下記までご連絡ください。

防府市土木都市建設部都市計画課（0835-25-2435）

第5号様式（第5条関係）

防府駅前広場使用許可書（タクシー事業者用）

		許可番号	第	号
使 用 者	住 所			
	氏 名			
使 用 場 所	てんじんぐち駅前広場 タクシー待機場、乗降車場 みなとぐち駅前広場 タクシー待機場、乗降車場 ※ <u>別紙（位置図）</u> のとおり			
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
使 用 目 的	一般旅客自動車運送事業による旅客運送のため			
J R の 営 業 承 認 台 数	台			
<p>年 月 日付で申請のあった防府駅前広場の使用については、裏面の使用条件を付して許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">防府市長 印</p>				

使用条件（タクシー事業者用）

（許可の取消し等）

一般旅客自動車運送事業を営む事業者（以下「事業者」という。）が、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

- （１） 公衆の利便に著しく迷惑を及ぼす行為又は危害を加える行為があったとき
- （２） 暴力的組織と関係があるもの若しくはその恐れがあるとき
- （３） 申請書の内容に虚偽の記載があったとき
- （４） この使用条件に違反すると認めるとき
- （５） その他市長が防府駅前広場の管理に支障があると認めるとき

（使用の一時停止）

市の事業で必要があるときは、許可期間内であっても、一時、使用の停止をお願いすることがあります。この場合、遅くとも1か月前までにその旨を連絡します。

（事故の報告）

防府駅前広場内で事故が発生した場合は、速やかに報告してください。

（禁止事項）

次に掲げる事項は禁止とします。ただし、特別の事情等により市長が承認する場合は、この限りではありません。

- （１） 許可内容以外の使用
- （２） 第三者への許可の譲渡又は転貸
- （３） 既施設の変更又は工作物の設置

（損害賠償）

事故など事業者の責により防府駅前広場内の施設を破損又は滅失した場合は、事業者の負担により原状に復旧し、又はその損害を賠償するものとします。

（担保責任）

事業者は、次に掲げる場合において、市へ損害賠償の請求をすることができないものとします。

- （１） 自然災害又は事故等により使用できなくなったとき
- （２） 市において必要な催物又は工事等により使用を一時停止したとき
- （３） この使用条件に違反し、使用許可を取り消したとき

（美化）

防府駅前広場の美化についてご協力をお願いするとともに、使用する箇所が汚れた場合は、使用前と同様の状態となるよう清掃等をお願いします。

（その他）

- ・ 事業者間でトラブルのないよう円滑に使用してください。なお、トラブルが発生した場合は、事業者間で速やかに解決してください。
- ・ 防府駅前広場の使用等については、下記までご連絡ください。

防府市土木都市建設部都市計画課（0835-25-2435）

第6号様式（第5条関係）

防府駅前広場使用許可書（送迎者用）

		許可番号	第	号
使用 者	住 所			
	氏 名			
使用 場 所	みなとぐち駅前広場 バス乗降車場の一部 ※ <u>別紙（位置図）</u> のとおり			
使用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
使用 目 的				
使用する車両の ナンバープレート ト番号				
年 月 日付で申請のあった防府駅前広場の使用については、 裏面の使用条件を付して許可します。 年 月 日 防府市長 印				

使用条件（送迎者用）

（許可の取消し等）

送迎用としてバス等の大型車両を使用し定期的に防府駅を利用する団体等（以下「送迎者」という。）が、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

- （１） 公衆の利便に著しく迷惑を及ぼす行為又は危害を加える行為があったとき
- （２） 暴力的組織と関係があるもの若しくはその恐れがあるとき
- （３） 申請書の内容に虚偽の記載があったとき
- （４） この使用条件に違反すると認めるとき
- （５） その他市長が防府駅前広場の管理に支障があると認めるとき

（使用の一時停止）

市の事業で必要があるときは、許可期間内であっても、一時、使用の停止をお願いすることがあります。この場合、遅くとも1か月前までにその旨を連絡します。

（使用の優先等）

バス乗降車場については、送迎者より、一般の旅客運送に供するバス事業者を優先的に使用できるものとしますので、乗降車時間が重なった場合は、時間調整等をお願いします。また、送迎者の団体数の増加等により、駅前広場内における一般旅客運送事業者の運行又は安全に支障があると認める場合は、送迎者間による調整のお願いや、使用許可の取り消しを行う場合があります。

（事故の報告）

防府駅前広場内で事故が発生した場合は、速やかに報告してください。

（禁止事項）

次に掲げる事項は禁止とします。ただし、特別の事情等により、市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

- （１） 許可内容以外の使用
- （２） 第三者への許可の譲渡又は転貸
- （３） 既施設の変更又は工作物の設置

（損害賠償）

事故など送迎者の責により防府駅前広場内の施設を破損又は滅失した場合は、送迎者の負担により原状に復旧し、又はその損害を賠償するものとします。

（担保責任）

送迎者は、次に掲げる場合において、市へ損害賠償の請求をすることができないものとします。

- （１） 自然災害又は事故等により使用できなくなったとき
- （２） 市において必要な催物又は工事等により使用を一時停止したとき
- （３） この使用条件に違反し、使用許可を取り消したとき

（美化）

防府駅前広場の美化についてご協力をお願いするとともに、使用する箇所が汚れた場合は、使用前と同様の状態となるよう清掃等をお願いします。

（その他）

送迎する保護者等に対して、所定の駐車場へ駐車されるよう徹底をお願いします。防府駅前広場の使用等については、下記までご連絡ください。

防府市土木都市建設部都市計画課（0835-25-2435）

第7号様式（第5条関係）

防府駅前広場使用不許可通知書

		第	号
申請者	住所		
	氏名		
不許可とする理由			
<p>年 月 日付けで申請のあった防府駅前広場の使用については、 上記理由により不許可となったので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>防府市長 印</p>			